

熊本県情報公開審査会答申の概要
(平成24年7月30日付け答申第109号)

1 事実の概要

H23.2.4 異議申立人 熊本県情報公開条例に基づき、熊本県知事(以下「実施機関」)に対し、次の文書を開示請求。

春日池上線第2工区横断歩道設置に係る交通管理者との調整会議の開催状況、議事録及び横断歩道設置が確定しない理由が分かる資料等他7件の請求項目(以下それぞれ「文書1～8」)

H23.2.17 実施機関 文書1～8は作成又は取得していないとして、不存在による不開示決定。

H23.4.15 異議申立人 不開示決定を不服として異議申立て。

H23.5.27 実施機関 熊本県情報公開審査会に諮問(諮問第150号)。

2 当事者の主張の趣旨

(1) 異議申立人

不開示決定を取り消して、全面開示を求める。

春日池上線新設工事の事業主は熊本県であり、文書が「不存在」とは思えない。

(2) 実施機関

熊本駅西土地区画整理事業地内に位置する春日池上線第2工区については、熊本市が施行主体で整備を実施しており、実施機関は施行主体でないため、請求に係る文書を作成又は取得していない。

(B) 地点の交差点は、信号機を設置して右折可能な交差点として拡幅整備する計画ではないため、請求に係る文書を作成又は取得していない。

3 審査会の判断

以下の理由により、文書1～8について、実施機関が不存在による不開示決定を行ったことは妥当である。

(1) 文書1について

春日池上線第2工区の実施主体が熊本市であることについては、当審査会における過去の答申(平成23年8月31日付け答申第106号)において既に認定しているとおりであり、本件開示請求における実施機関のこの点についての説明にも十分な合理性を認めることができる。

しかしながら、当審査会としては、実施機関が第2工区の実施主体でないとしても、第2工区に関する文書を作成又は取得し、その中に対象文書となるものが存在する可能性がないか確認する必要があると考えたため、実施機関に説明を求めたところ、実施機関が関係機関から取得等する第2工区に関する文書としては、関係機関と合同で開催した事業説明会の資料や県が熊本市に対して支出している負担金に関する文書等があるが、本件開示請求に関連する第2工区に関する文書は、異議申立人に対し、既に本件開示請求と同時に請求された別の請求項目に対して開示した文書及び本件開示請求に関連する異議申立人からの別の開示請求に対して開示した文書(以下「本件関連開示文書」)以外には保有していないとい

うことであった。

このため、実施機関に対し、本件関連開示文書の提出を求め、内容を確認したところ、いずれの文書も文書1に該当するものとは認められなかった。

また、本件関連開示文書には、実施機関が説明するとおり、関係機関との合同説明会の資料や負担金に関する文書等が含まれており、第2工区の実施主体ではないという事情を踏まえると、本件関連開示文書以外に本件開示請求に関連する第2工区に関する文書を保有していないという実施機関の説明に特段不自然・不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

(2) 文書2、3、4及び5について

これらの請求文書は、いずれも「はく奪しても構わない法的根拠」や「不適法でも構わない根拠」等のもとも存在するとは考えにくいものである。また、この点に関する異議申立人の主張は、これらの請求文書の存在をうかがわせるような具体的な主張ではなく、実施機関がこのような文書は保有していないと説明していることも、これに反する特段の事情も認められず、首肯できると考えられるものである。

(2) 文書6、7及び8について

これらの(B)地点の工事に関連する請求文書についても、請求文書の対象をできる限り広く捉えるという考え方に沿って本件関連開示文書を実際に見分した。その結果、本件請求文書7に該当するものは認められなかったが、「平成22年12月8日開催の春日池上線事業説明会時における説明資料」(以下「平成22年説明会資料」)は、道路の拡幅も含めた(B)地点での工事の案を検討したものであるとして、文書6に該当する可能性があるとも考えられるものであった。また、「平成23年2月1日開催の説明会における議事録」(以下「平成23年説明会議事録」)は、その記載内容から、信号機に関する資料として、文書8に該当する可能性があるとも考えられるものであった。

しかし、実施機関は、平成22年説明会資料は同地点での右折が困難なことを説明するために作成した資料であり、同地点での工事に関しては、元々、近くに交差点や踏切があることが同地点での右折が困難な理由であるため、拡幅工事をすれば、どのような障害が発生するかが分かる資料ではなく、文書6には該当しないとしている。また、同地点のT字路交差点は左折のみの出入りであり、信号処理をしていない他の左折のみの国道交差点と同様に、信号機の設置は不要と考えているため、信号機を設置せずに安全安心が確保されるとする詳細図面等は作成又は取得しておらず、文書8は不存在であるとしており、実施機関のこれらの説明には、いずれにも合理性を認めることができる。

なお、平成22年説明会資料及び平成23年説明会議事録は、本件関連開示文書として既に本人に開示されているものであり、本件異議申立てが当該文書の開示の後に提起されたものであることからすれば、平成22年説明会資料及び平成23年説明会議事録を改めて開示したとしても、請求の趣旨にかなうものではないと考えられる。

(4) の答申について

異議申立人は、意見陳述において、文書1に関連する内容の に対する

開示請求についての 情報公開・個人情報保護審議会答申（平成 年 月 日付け情個審答申第 号）で特定された行政文書について言及し、当該文書が開示されれば、当然、県も関与していた、文書不存在ではないということになるはずと主張している。

そこで、実施機関に提出を求めて当該文書を実際に見分し、内容を確認したところ、文書 1 に該当するものとは認められなかった。

なお、 に対する請求内容と実施機関である熊本県知事に対するそれを比較すると、前者は「関係機関との調整」とされているのに対し、後者は「交通管理者との調整会議」と明記されており、請求内容にも差異のあるものであった。

諮問実施機関：熊本県知事 諮問日：平成23年 5月27日（諮問第150号） 答申日：平成24年 7月30日（答申第109号） 事案名：都市計画道路春日池上線におけるバス停設置に係る資料等の不開示決定（不存在）に関する件（新幹線熊本駅周辺整備事務所分）
--

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が平成23年2月17日に行った不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

- 平成23年2月4日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、下記のとおり行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

記

都市計画道路春日池上線（以下「春日池上線」という。）におけるバス停設置に係る資料等の開示請求。

春日池上線第2工区横断歩道設置に係る交通管理者との調整会議の開催状況、議事録及び横断歩道設置が確定しない理由が分かる資料等（以下「本件請求文書1」という。）

熊本駅西まちづくり協議会で合意形成されたまちづくり三原則の理念を順守しなくてもいいとする合法性のある根拠等（以下「本件請求文書2」という。）

県はパークアンドライド等を推奨し、市は公共交通機関利用促進キャンペーン等を行うなかで、五反バス停及び春日寺バス停廃止に伴い、公共交通利用権をはく奪するとの県政市政理念はどこからの発想なのかが分かる資料等（以下「本件請求文書3」という。）

市民の意向及び地域の実情を把握しないでバス停のはく奪を可能にする行為の根拠となる合法性が分かる資料等（以下「本件請求文書4」という。）

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を遵守せずに、バス停を廃止しても構わないとする法的根拠が分かる資料（以下「本件請求文書5」という。）

（B）地点で右折可能な交差点拡幅整備をすれば、どのような障害が発生するかが分かる詳細設計図（以下「本件請求文書6」という。）

（B）地点で右折可能を補助する信号機を設置すれば、どのような障

害が発生するかが分かる明確な設置位置及び信号機機種等の資料等(以下「本件請求文書7」という。)

春日池上線と交差するう回、付替道路の交差点で、信号機を設置せず安全安心が確保されるとする、詳細図面、資料等(以下「本件請求文書8」という。)

- 2 本件開示請求に関して、実施機関は、保有する行政文書について対象文書の有無を検討し、いずれも作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定(以下「本件不開示決定」という。)を行った。

なお、本件開示請求と同時に請求された、同じ春日池上線に係る2件の請求項目については、実施機関は、それぞれ対象となる行政文書を特定した上で、全部開示決定を行っている。

- 3 平成23年4月15日、異議申立人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする異議申立てを行った。

- 4 平成23年5月27日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

不存在決定を取り消して、開示することを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書等によれば、おおむね以下のとおりである。

春日池上線の事業主は県であり、すべての問題点発生起因責務は県に帰属することは、明白な根拠があることである。知らぬ存ぜぬの記述は、蒲島県政理念とは離反した県政執行記述である。協働のまちづくり、積極的参加のまちづくり、情報の共有はまちづくりの基本原則であり、県政理念に醸造されて久しい理念であると確証する。県と熊本市の相互関係から、不存在、知らぬ存ぜぬの県政理念が横行しているとは信じがたい。

熊本駅西まちづくり協議会の議論の中では、熊本市熊本駅周辺整備事務所も県熊本駅周辺整備事務所も一体となつての整備のあり方等を問題点等分析議論の場であった。その結論の集大成が、合意形成のまちづくり三原則である。熊本駅周辺整備事業には県としては一切関係ないと言っていることと同じであり、とても信じがたい。「不存在」はあり得ない回答である。

熊本市に業務委託した工事なので、どのような工事をしようが、住

民の福祉向上を破壊しようが、今までの住民福祉を破壊しようが、県が血税を熊本市に補助金交付しようが、傍観して口は出さない等々の県職員執行理念とは、とても思えない。蒲島県政理念に泥を塗らない、恥をかかせないためにも、存在・資料提示交付していただきたい。

交差点改良、信号機の運用改善等、公共車両優先システム等の取組によって、両バス停はく奪防止、両バス停復活が可能である。県の第1工区の整備は、第2工区への重大な欠落を招いているのであり、第1工区だけすら考えようとしめない県職員の施行欠乏症が、最高学府教授の基に勤めているとは、とても想像できない。

県には、「くまもとの夢4カ年戦略」が策定され、「長寿安心くまもと」の項目を設定している。熊本市でも、「長寿社会まちづくり計画」を策定しており、協働のまちづくり理念を無視した公共事業理念が罷り通るとは、とても思えない。「必要としておらず」の繰り返し記述であり、県総括事業主としての責務、血税投資による住民福祉破壊の工事施行につながるとの認識、自覚等がみじんもみられず、地方公務員法の公僕責務に重大な過失がある。

新幹線駅舎下、新幹線高架下に換地指定を受けた地権者の日常生活の現況はどうか。私の環境最悪予測が不幸にも、段々と噴出しつつある。公共事業等環境影響調査説明責任は、いつ果たすのかと問い続けても10数年来、一度も説明責任を果たさず、環境の「かん」の声も聞いたことがない。大半の地権者は日常生活環境最悪の地に住むべきか、住まざるべきかと苦悩しているはずである。「必要としておらず」との連続記述が、蒲島県政理念、幸山市政理念の象徴であるはずがないと信じたい。

第4 実施機関の説明要旨

以下の理由により、請求文書を作成又は取得していないため、不存在とした。

1 本件請求文書1について

第2工区については、熊本市が実施主体であり、県は実施主体ではないため、熊本市及び交通管理者間の協議には参加しておらず、また、同関係者から議事録等の資料を取得していない。

2 本件請求文書2について

県が事業主体である第1工区を施行する上で、熊本駅西地区まちづくり

協議会で合意形成されたまちづくり三原則の理念を順守しなくてもいいとする合法性のある根拠等については必要とせず、資料を作成又は取得していない。

3 本件請求文書3について

第1工区を施行する上で、請求があったような、県政市政理念はどこからの発想なのかが分かる資料については必要とせず、作成又は取得していない。

4 本件請求文書4及び5について

県は第2工区の事業主体ではなく、両バス停の移設について検討していないため、請求があった合法性が分かる資料については必要とせず、作成又は取得していない。

5 本件請求文書6について

(B)地点を右折可能な交差点として拡幅整備する計画ではないため、請求があったどのような障害が発生するかが分かる詳細設計図については、作成又は取得していない。

6 本件請求文書7について

(B)地点に信号機を設置して右折可能な交差点として整備する計画ではないため、請求があったどのような障害が発生するかが分かる明確な設置位置及び信号機機種等の資料については、作成又は取得していない。

7 本件請求文書8について

説明会で説明しているとおり、左折のみであれば信号なしでも出入りは可能である。交通量の多い国道にも左折のみであれば信号処理をしていない交差点はある。この(B)地点のT字路交差点も左折のみでの出入りのため、同条件のT字路交差点となんら変わりはないことから、信号機の設置は不要と考えており、請求があった信号機を設置せず安全安心が確保されるとする詳細図面等については、作成又は取得していない。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件請求文書1の不開示(不存在)決定の適否

本件請求文書1について実施機関は、第2工区の実施主体ではないため、第2工区の横断歩道設置について、実施主体である熊本市及び交通管理者が行った協議には参加しておらず、作成又は取得していないとしている。

春日池上線第2工区の実施主体が熊本市であることについては、当審査会における過去の答申（平成23年8月31日付け答申第106号）において既に認定しているとおりであり、本件開示請求における実施機関のこの点についての説明にも十分な合理性を認めることができる。

しかしながら、当審査会としては、実施機関が第2工区の実施主体でないとしても、第2工区に関する文書を作成又は取得し、その中に対象文書となるものが存在する可能性がないか確認する必要があると考えたため、実施機関に説明を求めたところ、実施機関が関係機関から取得等する第2工区に関する文書としては、関係機関と合同で開催した事業説明会の資料や県が熊本市に対して支出している負担金に関する文書等があるが、本件開示請求に関連する第2工区に関する文書は、異議申立人に対し、既に本件開示請求と同時に請求された別の請求項目に対して開示した文書及び本件開示請求に関連する異議申立人からの別の開示請求に対して開示した文書（以下「本件関連開示文書」という。）以外には保有していないということであった。

このため、実施機関に対し、本件関連開示文書の提出を求め、内容を確認したところ、いずれの文書も本件請求文書1に該当するものとは認められなかった。

また、本件関連開示文書には、実施機関が説明するとおり、関係機関との合同説明会の資料や負担金に関する文書等が含まれており、第2工区の実施主体ではないという事情を踏まえると、本件関連開示文書以外に本件開示請求に関連する第2工区に関する文書を保有していないという実施機関の説明に特段不自然・不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

したがって、本件請求文書1について、実施機関が不存在による不開示決定をしたことは、妥当である。

2 本件請求文書2、3、4及び5の不開示（不存在）決定の適否

これらの請求文書は、いずれも「はく奪しても構わない法的根拠」や「不適法でも構わない根拠」等のもともとも存在するとは考えにくいものである。また、この点に関する異議申立人の主張は、これらの請求文書の存在をうかがわせるような具体的な主張ではなく、実施機関がこのような文書は保有していないと説明していることも、これに反する特段の事情も認められず、首肯できると考えられるものである。

したがって、本件請求文書2、3、4及び5について、実施機関が不存在による不開示決定をしたことは、妥当である。

3 本件請求文書6、7及び8の不開示（不存在）決定の適否

これらの（B）地点の工事に関連する請求文書についても、請求文書の対象をできる限り広く捉えるという考え方に沿って本件関連開示文書

を実際に見分した。その結果、本件請求文書7に該当するものは認められなかったが、「平成22年12月8日開催の春日池上線事業説明会時における説明資料」（以下「平成22年説明会資料」という。）は、道路の拡幅も含めた（B）地点での工事の案を検討したものであるとして、本件請求文書6に該当する可能性があるとも考えられるものであった。また、「平成23年2月1日開催の説明会における議事録」（以下「平成23年説明会議事録」という。）は、その記載内容から、信号機に関する資料として、本件請求文書8に該当する可能性があるとも考えられるものであった。

しかし、実施機関は、平成22年説明会資料は同地点での右折が困難なことを説明するために作成した資料であり、同地点での工事に関しては、元々、近くに交差点や踏切があることが同地点での右折が困難な理由であるため、拡幅工事をすれば、どのような障害が発生するかが分かる資料ではなく、本件請求文書6には該当しないとしている。また、同地点のT字路交差点は左折のみの出入りであり、信号処理をしていない他の左折のみの国道交差点と同様に、信号機の設置は不要と考えているため、信号機を設置せずに安全安心が確保されんとする詳細図面等は作成又は取得しておらず、本件請求文書8は不存在であるとしており、実施機関のこれらの説明には、いずれにも合理性を認めることができる。

したがって、本件請求文書6及び8について、実施機関が平成22年説明会資料又は平成23年説明会議事録を対象文書として特定しなかったことは妥当であり、本件請求文書6、7及び8について、不存在による不開示決定を行ったことは、妥当である。

なお、平成22年説明会資料及び平成23年説明会議事録は、本件関連開示文書として既に本人に開示されているものであり、本件異議申立てが当該文書の開示の後に提起されたものであることからすれば、平成22年説明会資料及び平成23年説明会議事録を改めて開示したとしても、請求の趣旨にかなうものではないと考えられる。

4 の答申について

異議申立人は、意見陳述において、本件請求文書1に関連する内容の
に対する開示請求についての 情報公開・個人情報保護審議会答申（平成 年 月 日付け情個審答申第 号）で特定された行政文書について言及し、当該文書が開示されれば、当然、県も関与していた、文書不存在ではないということになるはずと主張している。

そこで、実施機関に提出を求めて当該文書を実際に見分し、内容を確認したところ、本件請求文書1に該当するものとは認められなかった。

なお、 に対する請求内容と実施機関である熊本県知事に対するそれを比較すると、前者は「関係機関との調整」とされているのに対

し、後者は「交通管理者との調整会議」と明記されており、請求内容にも差異のあるものであった。

5 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会	長	馬場	啓
会長職務代理者		上拂	耕生
委	員	石井	麻衣子
委	員	大脇	成昭
委	員	田中	扶慈子

審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成23年 5月27日	・ 諮問（第150号）
平成23年 7月20日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書を受理
平成23年 8月 9日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成24年 1月11日	・ 審議
平成24年 2月 1日	・ 審議
平成24年 3月 2日	・ 異議申立人の口頭意見陳述の実施、審議
平成24年 4月18日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
平成24年 5月23日	・ 審議
平成24年 6月13日	・ 審議
平成24年 7月 4日	・ 審議